

開 発 に 係 る 協 議 確 認 表

開発地	所 在		地 番	地 積	地 目
	甲斐市	字		㎡	
事業者	住 所				
	氏 名				

代理人名・連絡先

TEL

確 認 印

係長	担当
----	----

事前に、都市計画課 開発指導係と協議してください。

以下の部署と協議後、確認印をもらい開発行為許可申請書又は事前協議書に添付してください。

建設課	建設管理係	案内図、公図・旧公図、土地利用計画図、造成計画図、造成計画断面図、構造図、道水路縦断図、現況写真（開発区域を明示）等を提出のうえ、事前協議してください。					
	建設総務係	名称・幅員 【市道 線 幅員 ~ m】 法令種別【建築基準法42条1項1号 ・ 中北建設事務所確認】					
農林振興課	農業委員会事務局庶務係 (農地法許可・届出)		許可申請 ・ 届出 ・ 不要 4条 ・ 5条 ・ その他 ()				
	農林振興係 (伐採届・森林法)		伐採届 要 ・ 不要 ・ 届出済 小規模林地開発届 要 ・ 不要				
	農林土木係	農道水路	農道 線 幅員 m 別途協議 必要・不要 有 ・ 無 別途協議 必要・不要				
市民地域課	農林振興課	農林土木係《竜王》 環境土木係《敷・双》	既存の用水路の改修に伴い、止水・減水等が発生する場合には、別途協議が必要です。 ※農繁期（4月～10月）の止水・減水は原則不可				
市民地域課	環境課	生活環境係《竜王》 環境土木係《敷・双》 (ごみ置場等)	指示書： 交付 ・ 不要 自治会長名・連絡先 () 環境委員名・連絡先 ()				
上下水道工務課	下水道施設係		□区域内処理区域 □区域内未整備地区 □区域外 【供用開始年月日： 年 月 日】 開発排水協議書の提出 要 ・ 不要 浄化槽： 個人設置 ・ 市町村設置型 ・ 設置不要				
	上水道施設係		給水区域 内 ・ 外 開発給水協議書の提出 要 ・ 不要				
防災危機管理課	消防防犯係		消火栓（格納箱、器具を含む） 協議内容（新設設置 ・ 既設等あり ・ 別途協議） ※消防水利より半径140mの円を描いた図面を開発申請書に添付してください。				
			カーブミラー ・ 防犯灯 ・ その他 () 指示書 有 ・ 無 自治会との協議 要 ・ 不要 協議結果 ()				

→裏面に続く

確 認 印

係長	担当
----	----

支援課	市民活動	市民活動支援係	自治会名・自治会長名【 住 所【 連絡先【 自治会役員に同意を得る際は、役員分の図面・同意書を持参し、隣接一覧を提示し説明を行う。		
文化課	生涯学習	文化財係	埋蔵文化財包蔵地 内【 遺跡】・外 協議 要・不要 ※受付番号〔 開発区域内の指定等文化財 有【 無		
都市計画課		まちづくり推進係	区域区分【市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・都計外】 用途地域【1低・2低・1中高・2中高・1住・2住・準住・近商・準工・工業・無指定】 都市計画法第34条11号条例区域 該当・非該当 【 緑色エリア ・ 黄色エリア 】 都市計画施設 有・無 施設名称【 立地適正化計画届出 要・不要【住宅開発等・誘導施設】 景観計画区域内行為届出 要・不要【市街地・田園・北部山間・森林】 ※届出対象外の場合も景観形成基準を参考とし、景観に配慮してください。 屋外広告物許可申請 第 種 地域 ※設置の場合要確認		
		緑化推進係	緑地可能面積 10% ・ 20% ・ 対象外 緑地及び公園等設置協議書 交付 ・ 不要		
推進課	スマートプロジェクト	情報政策係	区域内及び区域周辺の電柱 有・無 電柱有の場合電柱の移設 要・不要 ※電柱無又は電柱移設が不要の場合、スマートプロジェクト推進課との協議は不要です。		
戦略課	経営	経営企画係	国土利用計画法による届出 要・不要 ※届出が必要な土地取引面積は担当課で確認してください。		
福祉部		長寿推進課 介護保険係	福祉施設・サ高住・店舗等を計画する場合には、該当する関係部署と 事前協議してください。	※	※
		障がい者支援課 生活支援係	※上記の施設以外は福祉部との協議は不要です。	※	※

開 発 事 前 協 議 書

年 月 日

甲斐市長

様

事業者 住 所
氏 名

(印)

代理人 住 所
氏 名
連絡先

(印)

甲斐市開発行為指導要綱第5条の規定により協議します。

開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	甲斐市					
開発区域の実測面積	m ²					
都市計画区域及び用途地域	<input type="checkbox"/> 区域内 (<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域) 用途地域 () <input type="checkbox"/> 区域外					
開発の目的及び用途	<input type="checkbox"/> 宅地分譲 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()					
設 計 方 針						
公 共 施 設 計 画	<input type="checkbox"/> 道路の帰属 <input type="checkbox"/> 水路の帰属 <input type="checkbox"/> その他 ()					
造 成 計 画						
緑 化 計 画 (建築行為等が伴わない場合は不要)	敷地面積 A	建築面積 B	付属施設面積 C	空地面積 D=A-(B+C)	緑地面積 E	緑化率 E/D
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%
そ の 他 の 計 画						
工事施工者住所・氏名						
工事着手予定	年 月 日					
工事完了予定	年 月 日					

※ 添付図面 申請添付書類一覧のとおり

開発行為指導要綱 申請添付書類一覧

No.	名 称	説 明	備 考
1	開発事前協議書 ※	正・副（各1部）提出（紙ファイル綴り） ※目次・インデックスを必ず付けること	様式第2号
2	委任状	委任する手続きを具体的に記載し、申請者（委任する者）の本人確認のため、実印の押印と印鑑証明書を添付すること。なお、他書類の押印は実印で統一すること	様式自由
3	開発に係る協議確認表	申請前に全ての課と協議すること（福祉部は該当する施設の場合のみ）	様式第1号
4	公共施設の管理者の審査書等 ※	上記確認表にて協議した公共施設管理者が交付する審査書等 ※原則原本を添付	
5	区域内土地及び権利者一覧表 ※	開発区域内に含まれる全ての土地・建物・工作物等について、所在・地番・地目・地積・所有者・その他の権利者について記載すること ※土地の一部利用、登記簿のない公有地の場合は「実測〇〇㎡」と記載	様式自由
6	開発区域内の権利者による開発行為の施工等の同意書	区域内の土地・建物・工作物等に権利を有する者の開発同意（申請者が所有する場合は不要）	様式自由
7	印鑑証明書 ※	委任状における委任する者及び同意書の権利者で開発行為に同意した者の印鑑証明書 ※原本を添付	
8	土地登記簿謄本（全部事項証明書）	開発地に該当する土地（原本でなくても可）	
9	事業説明報告書（自治会関係者） （近隣関係者）	4m以上の官地をはさむ場合・隣接地を申請者が所有する場合は不要	様式第6号
10	事業説明会実施報告書	住民説明会を開催した場合	様式第7号
11	開発区域位置図、案内図	位置図は都市計画総括図、案内図は住宅地区図を使用	
12	現況図	周辺道水路、建物、電柱等の構造物を記載すること 道路は道路名称・幅員等を記載	
13	公図の写し	地番、地目、土地所有者を記載すること	
14	実測図	開発区域を赤線で囲むこと	
15	新旧対照図	既存・新設の公共施設を色分け等で明示	
16	土地利用計画図（緑化計画含む）	建築物、接道、公共施設等の位置を記載 道路後退は道路幅員と中心線・後退ラインを明示	
17	給排水計画図	給排水施設の位置・寸法や管理者の指示を記載	
18	造成計画図	構造物の寸法等、地盤高、断面位置を記載	
19	造成計画断面図	現況と計画の地盤線を区分、構造物の寸法等記載	
20	構造図	擁壁、側溝、柵、道路舗装構成等	
21	構造計算書・排水計算書	擁壁の構造計算書、合理式に基づく排水計算書	
22	消防水利図	消火栓等の消防水利から半径140m以内	
23	現況写真・撮影位置図	敷地の全域及び周辺公共施設がわかるよう撮影	
24	その他 関係する書類	念書、理由書等（必要に応じて）	

様式第3号 (第5条関係)

開 発 事 前 協 議 審 査 書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

様

甲斐市長



年 月 日付けで協議のありました開発に係る審査結果については、別紙のとおりです。
については、甲斐市開発行為指導要綱第5条第5項の規定により回答をお願いします。
なお、回答にあたっては、関係機関と十分協議し、協議結果を報告してください。

様式第4号 (第5条関係)

審査書に対する回答書

年 月 日

甲斐市長 様

事業者 住 所

氏 名

印

年 月 日付け、甲斐都 第 号による開発事前協議審査書の条件について、
次のとおり回答します。

- 1 条件のとおり実施します。
- 2 次の事項について異議があります。

協 定 書

甲斐市長_____（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）は、乙が甲斐市_____で行う開発の施工に関して、次のとおり協定する。

（信義、誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義、誠実をもってこの協定書に規定する事項を履行しなければならない。

（事業計画）

第2条 乙は、開発について、あらかじめ甲及び甲斐市開発行為指導要綱（平成24年甲斐市告示第306号。以下「告示」という。）に規定する利害関係者に対し、事業計画の内容及び工事施工の方法を明示しなければならない。

（防災計画）

第3条 乙は、開発の施工に関する防災対策について万全を期さなければならない。

2 前項の防災対策は、他の施設及び工事に先行して施工しなければならない。

3 防災設備の維持管理については、甲の指示に従って乙の責任において行うものとする。

（道路計画）

第4条 乙は、開発によって設置される道路については、甲の指導のもとに計画し、乙の負担において工事施工し、市に帰属するものとする。

（給水計画）

第5条 乙は、給水計画について水道事業管理者と協議し、具体的な指示を受けなければならない。

（排水計画）

第6条 乙は、開発の施工に関し、汚水及び雨水の流末処理については甲及び告示に規定する利害関係者と協議し、承諾を得るものとする。

2 乙は、公共下水道の整備について上下水道工務課と協議し、具体的な指示を受けなければならない。

（公害防止）

第7条 乙は、開発により発生する騒音、振動、粉塵、煙、ガス臭気、排水、雑草の繁茂などの公害について、関係地域住民に影響を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

2 乙は、開発により公害が発生した場合は直ちに開発を中断し、甲及び関係地域住民と防害及び対策について速やかに協議し、適切な措置を講じなければならない。

（工事施工に伴う補償）

第8条 乙は、開発によって生じた損害を、補償しなければならない。

（工事施工に伴う交通安全）

第9条 乙は、開発の施工に伴う工事専用車両の運行については、あらかじめ甲及び所轄警察署と協議し、交通安全に十分留意しなければならない。

（文化財の保護）

第10条 乙は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行う場合には、事前に甲斐市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届出をしなければならない。

2 乙は、埋蔵文化財が発見された場合は、直ちに教育委員会に連絡し、その指示に従わなければならない。

(権利義務の継承)

第11条 乙は、開発を第三者に譲渡若しくは移転するときは、本協定に定めた事項の全てを譲受人に継承させるものとし、乙が負担すべき義務は譲受人がその責任を負うものとする。

(調査立入り等)

第12条 甲は、必要あると認めたときは、当該開発区域へ立ち入り、必要な調査及び検査等を行うことが出来るものとし、乙はこれに全面的に協力しなければならない。

(公共施設の帰属)

第13条 乙は、開発に伴う公共施設の帰属については、工事完了後速やかに、登記承諾書、印鑑登録証明書、分筆後の地積測量図、登記事項証明書等登記に必要な書類を提出しなければならない。なお、地目変更については、乙の責任において行うものとする。

(瑕疵担保)

第14条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第40条及び告示により、帰属された公共施設について、所有権移転登記終了後2年以内に発見された瑕疵及び損害については、甲乙協議のうえ乙において補修賠償するものとする。

2 前項の規定に関わらず、その瑕疵等が事業者の故意又は重大な過失により生じたときは、その期間を10年とする。

(定めのない事項の処理)

第15条 この協定に定めのない事項については、法令に定めるところによるもののほか、甲及び乙が協議のうえ処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙各1通を所持する。

年 月 日

(甲) 住 所 山梨県甲斐市篠原2610

氏 名 甲斐市長

印

(乙) 住 所

氏 名

印

事業説明報告書 (自治会関係者)

このたび、
が次の土地の区域内において、甲斐市開発行為指導要綱第6条の規定に基づき開発の申請及び実施することを、自治会役員及び関係者に次のとおり説明をしました。

1 開発区域に含まれる 甲斐市

地域の名称 (地名地番)

2 開発区域総面積 m^2

【自治会名：】

役職	氏名	質疑・要望等 (自治会関係者)	回答及び対応等 (事業者)	確認印
自治会長 (月 日)		◎防犯灯・カーブミラーについて		
		◎その他		
環境委員 (月 日)		◎ごみ集積地について		
農業委員 (月 日)		◎排水について		

※関係者として、上記内容等について確認し、特に異議等がない場合は、確認印をお願いします。

※協議内容が欄内に記入しきれない場合は、別紙にて記載し、添付してください。

事業説明報告書 (近隣関係者)

このたび、
が次の土地の区域内において、甲斐市開発行為指導要綱第6条の規定に基づき開発の申請及び実施することを、隣接土地所有者又は関係者に次のとおり説明をしました。

1 開発区域に含まれる 甲斐市

地域の名称 (地名地番)

2 開発区域総面積 m^2

隣接地番 年月日	氏名	質疑・要望等 (近隣関係者)	回答及び対応等 (事業者)	確認印
地番				
年月日				
地番				
年月日				
地番				
年月日				

※関係者として、上記内容等について確認し、特に異議等がない場合は、確認印をお願いします。

※協議内容が欄内に記入しきれない場合は、別紙にて記載し、添付してください。

事業説明会実施報告書

年 月 日

甲斐市長 様

事業者 住所
氏名
電話 ⑩

甲斐市開発行為指導要綱第6条第3項の規定に従い、事業説明会を実施しましたので報告します。

- 1 開発場所
甲斐市
 - 2 開発用途
 - 3 計画規模
 - 4 排水経路及び放流の状況 (別途排水経路図添付)
 - 5 その他
- 協議概要

日時	年 月 日 (午前・午後)
協議場所	
協議者	
協議事項	(例) ① 排水について ② 造成について ③ その他…
内容及び意見	

※ 欄内に記入できない場合は、別紙に記入してください。

上記内容に相違ありません。

地元協議者 役職
氏名 ⑩

申請者 氏名 ⑩

参加者報告

【 年 月 日】

No.	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※複数枚ある場合はページ数を記入すること。

（ 枚中の ページ）

公 共 施 設 協 議 書

事業者_____は、甲斐市_____地内の開発行為により新たに市に帰属される公共施設について、甲斐市長_____と次のとおり協議が成立したことを確認する。

年 月 日

甲斐市長



事業者 住 所

氏 名



1 帰属する公共施設

公共施設の種類	面積 (㎡)	備考

2 帰属の時期

甲斐市開発行為指導要綱第17条第2項の検査済証交付の翌日
都市計画法第36条第3項の工事完了公告の翌日

3 帰属の方法

工事完了届出書に工事前後及び工程の写真、次の書面を添付し市長に提出する。
登記承諾書・印鑑証明書・分筆後の地積測量図・登記事項証明書

様式第9号 (第12条関係)

開 発 変 更 申 請 書

年 月 日

甲斐市長 様

事業者 住 所
氏 名

⑩

甲斐市開発行為指導要綱により、 年 月 日に協定書を締結した開発について、次のとおり変更したいので要綱第12条の規定により申請します。

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
変更理由			

様式第10号（第12条関係）

開 発 変 更 承 認 通 知 書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

甲斐市長



年 月 日付けで申請のあった次の工事の変更については、甲斐市開発行為指導要綱第12条の規定より承認します。

1 協定書締結日 年 月 日

2 開発区域に含まれる 甲斐市
地域の名称（地名地番）

3 変更内容

工 事 着 手 届

年 月 日

甲斐市長 様

事業者 住 所

氏 名

印

年 月 日付け、甲斐都 第 号で貴市と協定書を締結した開発の工事に着手しましたので届け出ます。

1 工事着手年月日 年 月 日

2 開発区域に含まれる 甲斐市
地域の名称（地名地番）

3 施工業者 住 所
氏 名
連絡先

4 添 付 書 類 工程表

工 事 完 了 届

年 月 日

甲斐市長 様

事業者 住 所

氏 名

⑩

年 月 日付け、甲斐都 第 号で貴市と協定書を締結した開発の工事が完了しましたので、検査をお願いします。

1 工事完了年月日 年 月 日

2 開発区域に含まれる 甲斐市
地域の名称（地名地番）

3 添 付 書 類 竣工図、工事着手前、施工中及び完了後の写真

※ 公共施設の帰属がある場合は、次の書類を添付する。

登記承諾書 印鑑証明書 分筆後の地積測量図 登記事項証明書

様式第13号（第17条関係）

検 査 済 証

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

甲斐市長



次の工事は、年 月 日検査の結果、甲斐市開発行為指導要綱に基づいた設計に適合していることを証明します。

1 協定書締結日 年 月 日

2 開発区域に含まれる 甲斐市
地域の名称（地名地番）

※この検査済証は、建築確認申請時に添付書類として必要ですので、大切に保管してください。

開発工事完了検査前の建築等着工届出書

開発工事完了検査前の建築等着工を行いたいのので、甲斐市開発行為指導要綱第 18 条の規定により届け出ます。

なお、施工にあたっては、 年 月 日付で協定書を締結した内容及び甲斐市開発行為指導要綱を遵守いたします。

年 月 日

甲斐市長 様

事業者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

事前協議 (審査書) の年月日及び番号	年 月 日 甲斐都第 号
建築物又は特定工作物を建築又は建設しようとする土地の所在地及び面積	甲斐市 字 m ²
建築物又は特定工作物の用途	
建築物又は特定工作物の構造	
建築物又は特定工作物の種類 注1	
届出の理由	

注1 「建築物又は特定工作物の種類」の欄には、新築、改築、増築又は移転等の別を記入すること。

事業計画中止報告書

年 月 日

甲斐市長 様

事業者 住 所
氏 名

㊞

甲斐市開発行為指導要綱により、 年 月 日に協定書を締結した開発を次のとおり中止しましたので、甲斐市開発行為指導要綱第 20 条の規定により届け出ます。

- 1 開発区域に含まれる 甲斐市
地域の名称 (地名地番)
- 2 開発を中止した年月日 年 月 日
- 3 開発の中止理由